

障発0616第2号  
平成22年6月16日

都道府県知事  
各 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



### 発達障害者支援者実地研修事業の実施について

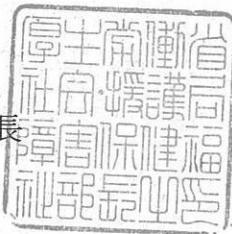
発達障害者に対する支援を適切に行うためには、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じることが必要不可欠であり、本事業は、国が指定した施設等において、発達障害児（者）への専門的な支援を行う発達障害者支援センター職員等を対象とした中期の実地研修を実施し、地域において指導的な役割を担うことができる専門的な人材育成を図り、発達障害児（者）の自立及び社会参加に資することを目的として、今般、別紙のとおり「発達障害者支援実地研修事業実施要綱」を新たに定め、平成22年4月1日から実施することとしたので通知する。

貴職におかれでは、御了知の上、管内市区町村、関係団体及び関係施設等への周知に、特段の配慮をお願いする。

障発 0616 第2号  
平成22年6月16日

各施設代表者 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



### 発達障害者支援者実地研修事業の実施について

今般、発達障害者に対する適切な支援を行うために、地域において指導的な役割を担うことができる専門的な人材を育成することを目的とし、別紙のとおり「発達障害者支援実地研修事業実施要綱」を定め、平成22年度から実施することとしたので、適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

(別紙)

## 発達障害者支援者実地研修事業実施要綱

### 1 目的

発達障害者に対する支援を適切に行うためには、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じることが必要不可欠であり、本事業は、国が指定した施設等において、発達障害児（者）への専門的な支援を行う発達障害者支援センター職員等を対象とした中期の実地研修を実施し、地域において指導的な役割を担うことができる専門的な人材育成を図り、発達障害児（者）の自立及び社会参加に資することを目的とする。

### 2 補助対象事業

本要綱に定める研修テーマを実施する施設を公募するとともに、応募に関する諸条件等満たす施設のうち、厚生労働省が設置する評価委員会（以下「評価委員会」という。）による審査を経て採択されたものに対し、補助するものとする。

なお、公募については、別に定める発達障害者支援者実地研修事業公募要綱（以下「公募要綱」という。）により行うものとする。

### 3 実施主体

国が指定した民間施設等

### 4 対象者

発達障害者支援センター職員、または都道府県知事が推薦する者

### 5 事業の内容

事業内容は、次のとおりとする。

#### （1）強度行動障害研修

##### ①実施方法

別記1のとおり。

##### ②研修内容

地域移行にかかる利用者への支援、関係者との情報共有等の技術や環境の構造化、個々に合ったコミュニケーションの工夫等の技術について、関係機関（医療機関、福祉サービス事業所等）と連携し、保育園、学校、職場等における行動障害の予防的な対応の指導技法を習得させる。

#### （2）成人期支援研修

##### ①実施方法

別記2のとおり。

##### ②研修内容

未診断の発達障害者に対する相談の技術や、ひきこもり、精神科疾患等を伴う発達障害者とその家族に対する支援技術について、関係機関（医療機関、地域若者サ

ポートステーションや福祉サービス事業所等)と連携し、発達障害の特性を持つ家庭の問題(夫婦関係、育児等)への対応技法を習得させる。

### (3) 早期支援研修

#### ①実施方法

別記3のとおり。

#### ②研修内容

早期発見(M-CHATやPARS等のアセスメント)と、家族への情報提供(家族の心的負担に配慮したうえで、子どもの客観的な状態、子どもに合った育児の方法を伝える)技術やペアレントメンター(家族の先輩)や保育士、療育等を行う病院や通園施設などの情報をまとめ、個別支援計画を提供する技術について、子育てや療育、健診等を行う等を巡回等により、相談を受けている支援関係者や市町村に対する指導技法を習得させる。

## 6 個人情報の保護

研修事業に従事する者及び研修者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

## 7 実施状況の報告

実施主体である民間施設等は、研修の成果等をまとめた報告書冊子を作成し、研修終了後1ヶ月以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域移行・障害児支援室 発達障害支援係あて提出すること。

## 8 費用の支弁

本事業に要する費用は、民間施設等が支弁するものとする。

ただし、受講者の交通費や滞在にかかる費用については、派遣を行う機関の負担とする。

## 9 経費の補助

国は民間施設等が事業の実施のために支弁した費用について、別に定めるところによりそれぞれ補助するものとする。

また、民間施設等は、国の補助を受けようとするときは、別に定めるところにより、予め国に協議するものとする。